

～雇用保険被保険者となった皆様へ～

雇用保険のしおり

事業主の方へのお願い

取得年月日と被保険者番号を記入していただき、雇用保険被保険者証と雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）と一緒に、被保険者の方に渡してください。

資格取得年月日（就職日） 年 月 日 この日から雇用保険の被保険者となりました

被保険者番号 -- 会社が変わってもあなたの番号はこの番号です。

雇用保険被保険者証と雇用保険被保険者資格取得等確認通知書について

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書は、被保険者となった年月日等を確認するものです。
- ・雇用保険被保険者証は被保険者となった場合に交付されるもので、内容を確認のうえ大切に保管して下さい。
- ・記載されている被保険者番号は、被保険者期間を算定するためのもので、転職、氏名変更した場合でも変わりません。
- ・複数の被保険者番号を持つと、被保険者期間を算定するうえで不利となることがありますので、ご注意下さい。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日 雇用保険被保険者資格取得・転勤・氏名変更に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

被保険者番号 事業別番号 管轄区分 資格取得年月日

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類

事業所名称 転勤の年月日

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）

被保険者番号 通知年月日 資格取得年月日 被保険者種類

被保険者氏名 生年月日

事業所名称 転勤の年月日

雇用保険被保険者証

被保険者番号 被保険者氏名 生年月日

雇用保険をご存知ですか

- ① 皆さんが失業された場合に安心して求職活動を行い、1日も早く再就職できるように、また雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などにも一定の基準により給付を行い、生活及び雇用の安定を図ることを目的としています。
- ②皆さんの職業の安定に資するため、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力の開発・向上、福祉の増進を図ることを目的としています。

被保険者とは

雇用保険の適用事業に雇用されている労働者は、原則としてすべて被保険者となります。ただし、次の者については、雇用保険の被保険者となりません。

1. 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者は除きます。）
2. 短時間労働者であって季節的に雇用される者等
3. 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者（具体的には、季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者又は、季節的に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者をいいます。）
4. 船員保険の被保険者
5. 公務員等のうち、退職手当等の内容が雇用保険の失業給付の内容を超える者



被保険者には次の種類があります

1. 一般被保険者

次の2・3・4以外の者をいいます。

2. 短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者、又は短期の雇用（同一事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満の雇用をいいます。）に就くことを常態とする者をいいます。

3. 日雇労働被保険者

日雇労働者（日々雇用される者、及び30日以内の期間を定めて雇用される者）のうち、一定の要件を満たしている者をいいます。

4. 高年齢被保険者

65歳以上の被保険者であって、上記の2又は3以外の者をいいます。

短時間就労者（雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満である者）の被保険者となる要件

次のいずれにも該当する者で、その者の労働時間・賃金その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等に明確に定められている場合は、一般被保険者として取り扱います。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上雇用見込みがあること。

◎「31日以上雇用見込みがあること」とは…

○31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。

○このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めを明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

保険料の負担は

雇用保険に係る保険料の負担は、「賃金総額」に対して、次の料率となります。

雇用保険料率（平成29年4月1日改定）

事業の種類	平成29年4月1日以降適用 負担別		保険率
	被保険者負担率	事業主負担率	
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

注意

- ①この保険料率は、変更されることがあります。
- ②年度の初日（4月1日）において、64歳以上の被保険者については雇用保険の保険料は被保険者及び事業主とも免除されます。（平成31年度まで）
ただし、短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者・任意加入の高年齢継続被保険者については免除されません。

失業等給付については

求職者給付

●失業者給付とは…

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付（基本手当・高年齢求職者給付金・特例一時金など）」があります。

離職以前の一定期間に次の被保険者期間があって、「再就職の意思」と「働ける状態」にある方が、安定所に求職の申込み及び離職票を提出することにより、失業している日について求職者給付の支給が受けられます。

この手続に際して離職票が必要な方は、雇用されている（又は、雇用されていた）事業所におたずねください。

- ・原則として、離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が12ヵ月以上あること。ただし、倒産・解雇などの理由により離職された方については、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が6ヵ月以上あれば要件を満たす場合があります。

●1日当たりの給付額（基本手当日額）は…

原則として離職の日以前6ヵ月間の平均賃金日額に、80%から50%（60歳以上65歳未満は80%～45%）給付率を乗じることにより算出されます。なお基本手当日額には年齢別に限度額が定められています。

また、育児・介護休業法による休業・勤務時間短縮措置等の実施により、賃金が喪失・低下している期間中に、倒産・解雇等により離職した方について一定の要件を満たす場合に、休業開始前または措置前の賃金により基本手当日額が算定されます。

詳細については

ハローワークへ

おたずねください！

●基本手当の支給が始まる時期は…

安定所に求職の申込みをした日から失業状態の日が7日経過するまでは、「待期」といい給付金は支給されません。
 自己の都合で離職した場合、並びに自己の責めに帰すべき重大な理由で解雇された場合には、「待期」が経過した後の3ヵ月間は「給付制限」といい、基本手当の支給はされません。

【一般被保険者】

●受給期間及び受給期間延長について…

失業給付を受給できる期間は、離職の日の翌日から1年間（1年と30日又は1年と60日の場合があります）です。
 ただし、妊娠・出産・育児・疾病・負傷等のため引き続き30日以上職業に就くことができない方は、引き続き30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から1ヵ月以内に、また、60歳以上の定年退職者等の方で一定期間求職の申込みを希望しない方は、離職の日の翌日から2ヵ月以内に申請することにより、一定期間受給期間が延長されます。

●基本手当の給付日数は…

① ②以外の方で③以外の理由（定年退職や契約期間満了、自己の意志での離職）により離職した場合（一般の離職者）

区分	被保険者期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難者

区分	被保険者期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

③ 倒産解雇により再就職の準備をする時間的余裕なく、離職した場合（特定受給資格者）、特定受給資格者以外の理由により離職を余儀なくされた方（特定理由離職者）

区分	被保険者期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	120日	180日		210日	240日	
35歳以上45歳未満	90日			240日	270日	
45歳以上60歳未満	150日	180日		240日	330日	
60歳以上65歳未満	180日	150日		180日	210日	240日

【高年齢被保険者】

●受給期限及び支給額は…

離職の日の翌日から1年間（受給期限といいます。）に右表の日数の基本手当の額に相当する額が一時金で支給されます。

ただし、状況によっては、右表の日数に満たない場合があります。

算定基礎期間	1年未満	1年以上
高年齢被保険者	30日	50日
任意加入高年齢 継続被保険者	50日	

就職促進給付

①再就職手当 ②就業促進定着手当 ③就業手当 ④常用就職支度手当等があります。

①～④の各手当にはそれぞれ支給要件があり、基本手当日額の上限度とは別に上限度の設定があります。

①再就職手当とは

所定給付日数の3分の1以上の支給残日数を残して就職した場合に、支給残日数の（60%）、所定給付日数の3分の2以上の支給残日数を残して就職した場合に、支給残日数の（70%）相当額の再就職手当が支給されます。高年齢雇用継続給付のうち、高年齢再就職給付金との併給はできません。

②就業促進定着手当とは

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6ヵ月以上雇用され、かつ再就職先で6ヵ月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、就業促進定着手当が支給されます。

【（離職前の賃金日額－再就職後6ヵ月間の賃金の1日分の額）×（再就職の日から6ヵ月間における賃金の支払いの基礎となった日数）】

③就業手当とは

所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残し、安定した職業に就いた場合以外で、一定の要件に該当した場合に、就業した日について基本手当日額の30%相当額が就業手当が支給されます。

④常用就職支度手当とは

45歳以上の方（一定の要件を満たす方）及び障害者等就職困難な方が、所定給付日数のある間に安定所、又は職業紹介事業者による紹介を受け、常用の就業についての場合に、支給残日数（支給残日数の上限は90日・下限は45日）の40%相当額が支給されます（再就職手当との併用はできません）。

教育訓練給付制度

働く方の主体的な能力開発の取り組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用継続給付

- ① 被保険者であった期間が通算して5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、60歳到達時点の賃金額の75%未満の賃金で働いている場合に、原則としてその賃金の15%相当額を限度として支給される高年齢雇用継続給付があります。
- ② 一定の要件を満たす被保険者*について、原則として満1歳未満の子を養育するための育児休業を取得した場合に、休業開始時賃金日額×支給日数×50%（休業開始後6月については67%）をその育児休業期間中、2ヵ月ごと支給する育児休業給付があります。
- ③ 一定の要件を満たす被保険者*について、その家族を介護するために介護休業を取得した場合に対象家族一人につき、介護休業期間3ヵ月を限度とし、休業開始時賃金日額×支給日数×67%が支給される介護休業給付といった、雇用の継続を促すための制度があります。

支給手続きは、事業所の所在地を管轄するハローワークに事業主を通じて行ってください。

（各々の給付については、このしおりに記載されている他にも各種の要件がありますので、詳細はハローワークへおたずねください）

*被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

- ・このしおりでご紹介した内容は、雇用保険制度のあらましです。
- ・法律の改正などにより、内容が変更されることがあります。
- ・実際の給付にあたっては、この他にも要件があります。

山梨県内の安定所（ハローワーク）の所在地と管轄区一覧

安定所名	所在地（電話番号）	管轄区域
甲府	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5 TEL 055(232)6060(代)	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡
富士吉田	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3 TEL 0555(23)8609(代)	富士吉田市、南都留郡のうち忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
富士吉田 (大月出張所)	〒401-0013 大月市大月3-2-17 TEL 0554(22)8609(代)	大月市、上野原市、北都留郡
富士吉田 (都留出張所)	〒402-0051 都留市下谷3-7-31 TEL 0554(43)5141(代)	都留市、南都留郡のうち道志村・西桂町
塩山	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1 TEL 0553(33)8609(代)	甲州市、山梨市
韮崎	〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41 TEL 0551(22)1331(代)	韮崎市、北杜市
鵜沢	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢1215 TEL 0556(22)8689(代)	南巨摩郡、西八代郡

※市町村合併等に伴い、管轄区域が変更となる場合があります。

山梨労働局

甲府市丸の内1-1-11

職業安定部職業安定課（雇用保険関係）

TEL055(225)2857

総務部労働保険徴収室（労働保険料関係）

TEL055(225)2852

雇用保険料が天引きされていたのに、雇用保険に「未加入」とされた方へ

保険料をずっと払っていたのに、失業手当がもらえない？

平成22年10月1日から、2年を超えて遡って、雇用保険の加入手続きができるようになりました。

（これまで、2年内の期間に限り、加入手続きが可能でした）

離職した方が雇用保険の基本手当（失業手当）を受けることのできる日数（所定給付日数）は、年齢、被保険者であった期間、離職の理由などによって決められますが、離職に伴って失業手当の給付を受けようとする際、雇用保険に加入していたことが要件となります。

雇用主が雇用保険の加入の届出を行っていなかった場合、これまで、2年内の期間に限り、遡って加入手続きが可能でした。

平成22年10月1日から、**雇用保険が給与から天引きされていたことが明らかである場合**は、2年を超えて、雇用保険の加入手続きができるようになりました。

誰が対象になるの？

◎平成22年10月1日以降に離職した方
※平成22年10月1日より前に離職した方については対象となりません。

（離職後1年以内に失業手当を受給せず、次の職場で雇用保険の被保険者資格を取得した方については、その時点から対象となります。）

◎在職者の方

在職中でも、遡って雇用保険の加入手続きができます。

どんな場合が対象になるの？

例えば、倒産・解雇によって離職した方が、6年前の給与明細で雇用保険料天引きの事実が確認できた場合、これまでの制度と比べて被保険者であった期間が長く認められますので、失業手当の所定給付日数が増えます。

30歳以上45歳未満の方 90日→180日

45歳以上60歳未満の方 180日→240日

※被保険者であった期間の是正によって、給付が有利になる場合もあれば、有利にならない場合もありますので、公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

※時効により消滅した給付、給付を受けるための申請期限を過ぎた給付など、給付が変更されない場合もあります。

どうすれば遡って加入できるの？

2年を超えた期間について、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる書類（給与明細、源泉徴収票など）をハローワークに持参して、手続きを行ってください。



詳しくは、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。